民間型ADR 弁護士会ADR

弁護士会ADR

- 第二東京弁護士会(二弁)が1990年に二弁仲裁センターを設立した。2019年12月1日現在34都道府県、36 弁護士会、39センターで運営。
- 設立当初、原後山治弁護士らのイニシアチブで、運動としてのADRの意義が強調された。
- 仲裁センター、紛争解決センターなどの名称は様々であるが、手続としては仲裁はほとんど行われず、和解あっせんが行われている。
- 申立数は全国で千件前後で推移している。
- 震災等の災害ADRの活用でも注目される。
- 医療、金融など専門手続への取り組みもある。

弁護士会ADRの方向性

- 萩原金美教授(元裁判官)の指摘 弁護士会ADRには、市民的運動の方向と、裁 判所の模倣の方向の2つ
- 原後山治弁護士の理念一親切さとリアリティ市民の紛争を、共に悩み、考える手続としてのADRを……運動の再生
- ビジネス(収益活動)としてのADR